

## ゴールド会員会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人静岡市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 ゴールド会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 会費は、年額1,000円とする。
  - (2) 前号の会費については、病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。
- 2 ゴールド会員において、既に正会員の年会費を納入している者については、ゴールド会員の会費を納入したものとみなす。その場合、正会員会費との差額は返還しない。

(納入期日)

第3条 会費は、毎年1回4月末日までに納入するものとする。

(会費の使途)

第4条 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(正会員への移行)

第5条 正会員へ移行を希望するゴールド会員は、所定の移行届を理事長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により正会員へ移行する場合、正会員会費との差額を1月以内に納入しなければならない。

(規程の変更)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、総会で定める。

附 則

この規程は、令和元年6月21日から施行する。

附 則

- 1 この規定の変更は、令和6年6月18日から施行する。(第2条第1項変更、第2条第1

項第2号新設、第2条第1項第3号削除)